



▲「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動のためのシンボルマーク

11月は児童虐待防止推進月間

体罰によらない子育てを推進しましょう

子育て支援課児童福祉係 ☎028(677)1333

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて、社会全体で取り組んでいきましょう。

虐待かも？と思ったらすぐにお電話ください

児童相談所
全国共通ダイヤル

☎189

苦勞しており、支援が必要だと思われる子どもや家庭に気付いたらお電話ください

子育て支援課児童福祉係
(芳賀町子ども家庭総合支援拠点)

☎028(677)1333

体罰は「やむをえない」のでしょうか

子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「子どものしつけのためだから仕方ない」として体罰をしてしまうことをよく耳にします。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、たたかれた恐怖心などによって行動した姿であり、自分で行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。子どもの健やかな成長・発達において体罰は必要ありません。



体罰などによらない子育てを社会で応援しましょう

体罰が起きてしまった家庭の事情を聞くと、多問題が複雑に絡み合い、ひとりでは解決困難となっていることが多く、子どもに八つ当たりしてしまっていることも多くあります。子育て中の保護者はもちろん、その周囲の人、教育現場や保育等子育て支援に携わる人など、多くの人が理解し、体罰などによらない子育てを応援し広めていくことが大切です。

苦勞しており、支援が必要だと思う子どもや家庭に気付いたら

町では、妊娠出産子育て期の相談支援を充実強化しています。その取り組みの一つとして、令和2年度から芳賀町子ども家庭総合支援拠点を設置し、上段のような苦勞している家庭に寄り添い、問題解決の手助けとなれるよう相談支援を実施しています。子育て中の保護者や子ども自身のSOSはもちろん、周囲の人が心配している場合もお話を伺いますので、ご連絡ください。



くらしナビ plus ~防災~

非常備蓄品を3日分備えよう!

圏総務課地域安全対策係
☎028(677)6029

災害によってインフラが停止した中で生活するには、非常備蓄品を備えておく必要があります。どの家庭も、家族全員が3日過ごせるだけの備蓄をしましょう。

☐簡易(携帯)トイレ 目安: □人 × 5回 × 3日 = □回分

長期間の停電や断水などによりトイレが使えなくなることもあります。トイレを我慢し続けることは不可能です。被災後に自宅生活を送るために、携帯トイレは必要不可欠ですのでぜひ用意しましょう。

☐カセットコンロ 目安(ガスボンベ): □人 × 6本 × 1週間 = □本

ガスや電気が使えないとき、湯を沸かしたり、調理をする際に欠かせないのがカセットコンロです。予備のカセットボンベも忘れずに準備しておきましょう。

☐蓄電池・発電機などの発電設備

長期停電に備えておきましょう。しかし、高価なものですので、自動車のシガーソケットなどから家庭用電源を取れるようにする機器や、手回し式など携帯等を充電できる機器なども検討してみましょう。

☐飲料水 目安: □人 × 3リットル × 3日 = □リットル

1日3リットル程度(大人1人当たり)が必要とされていますので、3日分であれば1人9リットルが必要となります。

☐非常用食料 目安: □人 × 3食 × 3日 = □食分

主食も重要ですが、野菜などの栄養バランスも考え、おかずになるものも缶詰などでバランスよく備えておきましょう。

☐生活用水

飲料水以外にも、身だしなみなどにも水が必要となります。災害の恐れが高まったときなどは、お風呂に水をためたままにしておくなど、生活用水を確保しましょう。

また、これら以外にも家庭ごとに必要なものを考え、日頃から備えをしておきましょう。

例: 小さい子どもがいる家庭...幼児食・離乳食やおむつなど



取り組もう! ローリング・ストック

非常備蓄品や非常持出品は、いざという時にすぐ使えるようにしておくことがとても重要です。

「備蓄」というと、長期保存のできるものを倉庫に備えておいて、古くなったら買い換えるということをイメージしがちです。日頃から少し多めの量を買っておき、使った分を補充していく「ローリング・ストック」を行っていきましょう。

